



『医療機関における宿日直勤務とは？』

1. 宿日直とは？

宿日直勤務とは、勤務の終業時間から翌日の始業時間までの時間や休日について、原則として通常の労働は行わず、労働者を事業場で待機させ、電話の対応、非常事態発生時の連絡等に当たらせるものです。

2. 医療機関に係る許可基準として定められている事項（労働基準法施行規則第23条）

①勤務の態様

常態としてほとんど労働する必要がない勤務のみを認めるものであり、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告、少数の要注意患者の検脈、検温等の特殊な措置を要しない軽度の、又は短時間の業務を行うことを目的とするものに限ること。

②睡眠時間の確保

宿日直勤務については、相当の睡眠設備を設置しなければならないこと。また、夜間に十分な睡眠時間が確保されなければならないこと。

③宿日直の回数

宿日直勤務は、週1回、日直勤務は月1回を限度とすること。

④宿日直勤務手当

宿日直勤務手当は、職種毎に、宿日直勤務に就く労働者の賃金の1人1日平均額の3分の1を下らないこと。

3. 宿日直勤務中に救急患者の対応等通常の労働をする場合の取扱い

①宿日直勤務中に通常の労働が突発的に行われる場合

宿日直勤務中に救急患者への対応等の通常の労働が突発的に行われることがあるものの、夜間に十分な睡眠時間が確保できる場合には、宿日直勤務として対応することが可能ですが、その突発的に行われた労働に対しては、次のような取扱いを行う必要があります。

・労働基準法第37条に定める割増賃金を支払うこと

・法第36条に定める時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結・届出が行われていない場合には、法第33条に定める非常災害時の理由による労働時間の延長・休日労働届を所轄労働基準監督署長に届け出ること

②宿日直勤務中に通常の労働が頻繁に行われる場合

宿日直勤務中に救急患者の対応等が頻繁に行われ、夜間に十分な睡眠時間が確保できないなど常態として通常勤務と同様である場合には、たとえ上記の対応を行っていたとしても、宿日直勤務の許可基準に定められた事項に適合しない労働実態であることから、宿日直勤務で対応することはできません。

4. 労働時間の把握とともに許可基準確認を！

宿日直勤務の許可基準を満たしているのかを検討されると、なかなか実態として厳しいと感じられるかもしれません。もし宿日直勤務の許可要件を満たせないような状況が常態化している場合には、現時点で宿日直勤務の許可を受けていても、取り消されることがあり得ます。そのような場合には、日勤と夜勤の2交代制にする等、業務体制の見直しが必要となりますのでご注意ください。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 田中伸一 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、支援センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索